

令和2年

第2回兵庫県後期高齢者
医療広域連合議会定例会

会 議 録

令和2年8月19日

神戸市 センタープラザ6階特大会議室

令和2年第2回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会

第1日（令和2年8月19日） 会議録

議事日程

令和2年8月19日午後2時開議

- | | | |
|------|------------|--|
| 第 1 | 議席の指定 | |
| 第 2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 3 | 会期の決定 | |
| 第 4 | 報告第1号 | 債権放棄について |
| 第 5 | 報告第2号 | 専決処分の報告について（訴えの提起） |
| 第 6 | 承認第1号 | 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の件 |
| 第 7 | 認定第1号 | 令和元年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件 |
| 第 8 | 認定第2号 | 令和元年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 第 9 | 議案第6号 | 令和2年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号） |
| 第 10 | 議案第7号 | 令和2年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 第 11 | 一般質問 | |
| 第 12 | 同意第3号 | 兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件 |

本日会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（36名）

2番 高馬豊勝	3番 森山敏夫
6番 浜辺学	7番 佐藤徳治
8番 行澤睦雄	9番 越智俊之
10番 森田敏幸	11番 岡田康裕
12番 山本実	13番 藤本大祐
15番 中野正	16番 板東聖悟
17番 都倉達殊	18番 松木茂弘
19番 小林昌彦	21番 河尻悟
22番 平野斉	23番 深澤巧
24番 鬼頭哲也	25番 登里伸一
26番 多次勝昭	27番 金村守雄
28番 中村司	29番 石井雅彦
30番 宮脇修	31番 笹倉康司
33番 三村隆史	34番 前田義人
35番 藤原茂	36番 近藤博之
37番 名倉嗣朗	38番 遠山寛
39番 庵途典章	40番 浜上勇人
41番 西村銀三	

欠席議員（5名）

4番 和田 満 5番 石井 登志郎
14番 片山 象三 20番 入江 貢
32番 大竹 正

説明のため出席した者

広域連合長 谷口 芳紀
副広域連合長 山名 宗悟
副広域連合長 谷口 進一
事務局長 児玉 成二
情報システム課長 金高 裕一
資格保険料課長 越智 寛
給付課長 中内 重代
保険料係長 竹内 里津子
給付係長 村上 晋
保健事業・適正化係長 栗林 正司
財政係長 下里 章仁

職務のため出席した職員

書記 西村 功
書記 伊原木 徹

(午後 2 時開会)

○議長 (金村 守雄) ただいまから、令和 2 年第 2 回兵庫県後期高齢者医療広域
連合議会定例会を開催いたします。

なお、4 番、明石市、和田議員、5 番、西宮市、石井議員、14 番、西脇市、片山
議員、20 番、三田市、入江議員、32 番、稲美町、大竹議員から欠席する旨の届け
出がなされております。

開議に先立ち、広域連合長より発言の申し出がありますのでこれを許可いたします。
谷口広域連合長。

(谷口広域連合長 登壇)

○広域連合長 (谷口 芳紀) 令和 2 年第 2 回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会
定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、公務ご多忙
の中、ご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

このたび、連合長選挙におきまして、藤原伊丹市長様に代わり連合長に就任をさせ
ていただきました、相生市長の谷口でございます。県内 41 市町と連携・協力し、後
期高齢者医療制度の安定的な運営に努めてまいり所存でございます。今後とも、どう
ぞよろしくお願い申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度は令和 2 年度で発足後 13 年目を迎えております。兵庫
県の後期高齢者医療の規模は、制度発足当初の被保険者数は約 56 万人でございま
したが、高齢化の進行により現在では被保険者数が 79 万人余となり、今年度中には 8
0 万人に達するものと思われま。

また、医療給付費は令和元年度決算見込ベースで 7,500 億円余となっております。
今後も被保険者数は年々増加をし、令和 4 年からは団塊の世代が後期高齢者に到
達をしていくことから、今後さらに医療給付費が増大をしていくことが見込まれます。

国におきましては、全世代型社会保障検討会議が開催をされ、新型コロナウイルス
感染症拡大の影響で最終報告の取りまとめは年末に延期をされましたが、窓口負担の

在り方も含め、誰もが安心できる社会保障制度について、今、議論が進められておるところでございます。

制度の運営主体でございます広域連合としましては、国の動きをしっかりと注視していくとともに、被保険者が安心をして医療を受けることができるよう、関係市町とも連携・協力し、より一層安定的な制度運営を行っていく必要があると考えております。

さて、本日は令和元年度の広域連合一般会計・特別会計決算認定をはじめ、補正予算案、副広域連合長の選任といった重要な案件を提案させていただいております。各議案につきましては、後程ご説明申し上げますので、何とぞよろしくご審議を賜りお願いを申し上げ、簡単でございますが開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（金村 守雄） これより、本日の会議を開きます。

（開議）

○議長（金村 守雄） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

最初に、諸報告を申し上げます。

まず、お手元に配付のとおり、監査委員から、監査報告第1号及び第2号による報告がありました。

次に、去る5月8日、三木市、大眉議員より、5月14日付で議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条ただし書きの規定に基づき、議長においてこれを許可いたしましたから、ご報告を申し上げます。

以上で、諸報告を終わります。

次に、日程第1、「議席の指定」を行います。議席は、ただいまご着席のとおり、指定いたします。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、23番、養父市、深澤議員及び39番、佐用町、庵途議員を指名いたします。

次に、日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(金村 守雄) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第4、報告第1号「債権放棄について」及び日程第5、報告第2号「専決処分の報告について」を一括議題といたします。

報告を求めます。

児玉事務局長。

○事務局長(児玉 成二) ただいま上程されました報告第1号及び第2号について、一括にてご報告申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

まず、報告第1号についてご報告申し上げます。本報告は、兵庫県後期高齢者医療広域連合債権管理条例第12条第1項の規定により、債権を放棄いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

今回報告いたします債権は5件ございまして、生活保護受給中であることが判明したため、債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難であると判断し、兵庫県後期高齢者医療広域連合債権管理条例第12条第1項第1号に該当することにより、放棄した債権が2件、同条例第10条第3号の規定により徴収停止の措置を講じ、徴収停止から1年を経過してもなお、弁償する見込みがない状態であると判断し、同条例第12条第1項第5号に該当することにより、放棄した債権が3件でございます。

以上、報告第1号についてご報告申し上げます。

次に、報告第2号につきまして、ご報告申し上げます。提出議案の2ページをお開きください。

本報告は、地方自治法第292条の規定により準用する、同法第180条第1項の規定に基づき、広域連合長において専決処分することができることご指定いただいている事項のうち、「目的物の価格が1件500万円以下である訴えの提起に関すること」に該当する専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりこれをご報告するものでございます。

本件は、不当利得返還金を請求しておりましたが、再三の催告にも関わらず支払いに応じなかったため、裁判所へ支払督促の申立てを行ったところ、令和2年7月27日付で相手方より分割納付を希望する旨の督促異議申立てがございましたので、民事訴訟法第395条の規定により訴えを提起するものでございます。

なお、訴訟での請求額は21万2,827円及びこれに対する申立て手続費用でございます。

以上、報告第2号についてご報告申し上げます。

○議長（金村 守雄） 報告は終わりました。

次に、日程第6、承認第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

児玉事務局長。

○事務局長（児玉 成二） ただいま上程されました、承認第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の件」につきまして、ご説明申し上げます。

提出議案の3ページをご覧ください。

本件は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対し、傷病手当金の支給を早急に行うことができるよう、「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の一部を、専決処分により改正したものでございます。

条例改正の内容について、新旧対照表によりご説明申し上げます。

提出議案の5ページをお開きください。

今回の条例の改正は、対象者に傷病手当金を支給することができるよう、当該条例附則第4条の次に第5条、第6条及び第7条の3条を追加するものでございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、ご承認をお願いするものでございます。

以上、承認第1号についてご説明申し上げました。

何とぞ、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○議長（金村 守雄） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

本件を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（金村 守雄） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

次に、日程第7、認定第1号「令和元年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件」及び日程第8、認定第2号「令和元年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

児玉事務局長。

○事務局長（児玉 成二） ただいま上程されました、認定第1号及び第2号につきまして、相互に関連しておりますので、一括してご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第1項の規定に基づき調製し、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、別添のとおり審査意見書の提出がございましたので、同条第3項の規定により、議会の認定をいただくため、提案するものでございます。

提出議案の7ページをお開きください。

まず、認定第1号「令和元年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件」について、ご説明申し上げます。

提出議案の8ページをお開きください。

一般会計の歳入でございますが、歳入予算現額17億1,848万円に対しまして、収入済額は17億1,128万7,476円でございます。

提出議案の9ページをご覧ください。

歳出でございますが、支出済額の合計は14億2,629万5,166円で、歳入歳出差引残額は2億8,499万2,310円ございまして、これを翌年度に繰越したいします。これは主に、歳出の第2款第1項総務管理費の不用額によるものでございます。

なお、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、令和元年度歳入歳出決算に関する附属書類の1ページから4ページまでに記載しております。

以上、認定第1号についてご説明申し上げます。

次に、認定第2号「令和元年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件」についてご説明申し上げます。

提出議案の10ページをお開きください。

特別会計の歳入でございますが、歳入予算現額7,923億5,000万円に対しまして、収入済額は7,940億9,136万8,364円でございます。

提出議案の12ページをお開きください。

歳出でございますが、支出済額の合計は、7,748億4,030万4,145円でございます。

支出の主な内容といたしまして、第1款保険給付費の第1項療養諸費につきましては予算現額7,349億9,501万4,000円に対しまして、支出済額は7,178億3,297万6,818円でございます。

ここで、不用額が171億6,203万7,182円ございますが、これは一人当たり給付費及び被保険者数が当初の見込みを下回ったこと等によるものでございます。

歳入歳出差引残額は192億5,106万4,219円でございます。これを翌年度に繰り越しいたします。

なお、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、令和元年度歳入歳出決算に関する附属書類の5ページから13ページまでに記載しております。

以上、認定第2号についてご説明申し上げます。

何とぞ、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○議長（金村 守雄） 提案理由の説明が終わりました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許可いたします。

16番、三木市、板東議員、登壇の上、ご発言願います。

（板東議員 登壇）

○16番（板東 聖悟） 三木市の板東聖悟と申します。後期高齢者広域連合議会の議員として、初めて出席させていただいております。大変緊張しております。へまをやらさないかとドキドキしておりますが、その際には、皆さん大きな心で受け止めていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、認定第2号「令和元年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」について反対の討論を行います。

後期高齢者医療制度は、2008年度から高齢者をほかの医療保険から完全に切り離されました。これにより、後期高齢者の給付費増や人口増がそのまま保険料に跳ね返るようになりました。

現役世代にも医療保険の保険料明細を見ると、後期高齢者分として負担額が明記され、75歳以上の方の医療費を現役世代も負担していることを認識します。保険料の負担額の明細を知ることは必要なことではございますが、世代間の分断に一役買っているのも事実であります。

保険料は制度開始以来、2年ごとに引上げが行われてきました。2018年度と2019年度の保険料は均等割額を年額4万8,297円から4万8,855円に引上げがされております。

また、被用者保険の被扶養者であった方の保険料軽減特例の廃止とともに低所得者の均等割の軽減特例の段階的な廃止が行われております。年金収入が80万円以下の人は保険料の均等割が9割軽減で年間の保険料は4,885円でしたが、2019年度から8割軽減になり、保険料は2倍の9,771円になり、2020年度からは、7割軽減になりました。

また、年金収入が168万円以下の方は8.5割軽減で据え置かれていましたが、今年度は7.75割軽減、来年度からは7割軽減となり保険料の負担が増えていくわけがあります。75歳以上の高齢者の多くは年金が唯一の収入源であり、均等割軽減特例の見直しの影響を受ける方が4割を占めております。

保険料を引き上げることは、今でも保険料が払えない人にとってこれ以上の負担増であり、やめるべきであります。後期高齢者医療制度の安定的な運営といったときに所得の増えない高齢者の保険料の負担を増やすことが安定的な運営と言えるのでしょうか。国に対して国庫負担を求めるとともに負担能力に応じた制度の確立を求めます。

高齢者が医療を受けやすくすること、保健事業の充実で高齢者が安心して暮らせるようにすることを求めて討論といたします。

○議長（金村 守雄） 討論は終わりました。

本件について、ほかに発言の通告はありませんでしたので、これより順次、お諮りいたします。

認定第1号を原案のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（金村 守雄） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

○議長(金村 守雄) 次に、認定第2号を原案のとおり認定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(金村 守雄) 起立多数であります。

よって、認定第2号は、原案のとおり認定されました。

○議長(金村 守雄) 次に、日程第9、議案第6号「令和2年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」及び日程第10、議案第7号「令和2年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

児玉事務局長。

○事務局長(児玉 成二) ただいま上程されました、議案第6号及び第7号につきまして、相互に関連しておりますので、一括してご説明申し上げます。

提出議案の13ページをご覧ください。

まず、議案第6号「令和2年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」について、ご説明申し上げます。

提出議案の14ページをお開きください。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ2億3,140万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億5,103万円とするものでございます。

これは、令和元年度決算歳入歳出差引残額を繰り越し、市町負担金を減額するとともに、特別調整交付金の繰入れに伴う補正を行うものでございます。

なお、歳入歳出予算事項別明細書につきましては、令和2年度補正予算に関する説明書の1ページ及び2ページに記載しております。

以上、議案第6号についてご説明申し上げます。

提出議案の15ページをご覧ください。

次に、議案第7号「令和2年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてご説明を申し上げます。

提出議案の16ページをお開きください。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ194億2,312万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,069億5,019万2,000円とするものでございます。

これは、令和元年度決算歳入歳出差引残額192億円余を繰り越し、17ページに移りまして、国や県、市町からの負担金精算のための返還金等に充て、残りの58億円余を、後期高齢者医療給付費準備基金に積み立てようとするものでございます。

なお、歳入歳出予算事項別明細書につきましては、令和2年度補正予算に関する説明書の3ページから5ページまでに記載しております。

以上、議案第7号についてご説明申し上げます。

何とぞ、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○議長(金村 守雄) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

16番、三木市、板東議員、自席でご発言願います。

○16番(板東 聖悟) 三木市の板東です。

それでは、議案第6号「兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」についてお尋ねいたします。

歳出のうち、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、11節役務費の医療費通知業務等郵送料9,105万2,000円と12節委託料の医療費通知作成業務等委託料1億3,929万1,000円についてであります。医療費通知作成及び郵送は当然必要なことでございます。当初予算に組み込まれていると思っておりますけれども、

当初予算の想定よりも多くなったとは言え、大きな金額になっていると思われま

す。そこでお尋ねいたします。

1点目は、当初予算で計上した予算額についてお尋ねをいたします。

2点目は、補正予算が必要となった理由についてお尋ねいたします。

以上です。

○議長(金村 守雄) 児玉事務局長。

○事務局長(児玉 成二) 私から医療費通知業務等郵送料、医療費通知作成業務等委託料についてご説明申し上げます。

まず、当初予算で計上した予算額についてでございますけれども、通信運搬費等の役務費が2億1,477万2,000円、標準システム運用・保守業務、レセプト管理業務等国保連委託関係及びコールセンター運營業務等の委託料が6億8,670万1,000円でございます。

次に、補正予算が必要になった理由についてでございますが、医療費通知を含む各種事業につきましては、当初予算の編成時に優先順位などから予算を削減し、規模を縮小しておりましたけれども、予算編成後の3月に各市町が保健事業や医療費の適正化の推進に熱心に取り組んだ実績によって配分される特別調整交付金を収入し、新たに財源が確保できましたことからこのたび、各市町被保険者の方の健康長寿につながる事業として、服薬通知事業、医療費分析事業、更にこれらにおいて改善が見られなかった方に対して、訪問における健康相談を行う事業などを新たに実施するべく委託料として、このたび補正予算に計上し、あわせてこれに伴う通信運搬費も役務費として計上させていただいたところでございます。

何とぞ、ご理解の程よろしくお願いたします。

○議長(金村 守雄) 質疑は終わりました。

本件について、ほかに発言の通告はありませんでしたので、これより順次、お諮りいたします。

議案第6号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(金村 守雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(金村 守雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、これを許可いたします。

16番、三木市、板東議員、自席でご発言をお願いします。

○16番(板東 聖悟) 失礼いたします。通告に従い一般質問をさせていただきます。

1つ目の質問は、政府が検討している医療費窓口負担2割にすることによる影響についてであります。1点目に被保険者の診療抑制につながるのではないかと懸念しますが、当局の見解を求めます。2点目に市民の方には窓口負担を2割とすることで保険料が下がるのではないかと考えておられる方もおられるようです。現状に反映するかどうかお尋ねしたいと思います。

2つ目の質問は、保険料滞納者に対する差押さえが増えていることについてであります。1年前の2019年8月11日の新聞によりますと、田村智子参議院議員への厚生労働省資料で滞納処分が後期高齢者医療制度が始まった翌年の2009年度の滞納処分が834件だったものが、2017年度には6,816件となり、9年間で8倍に増えているという記事がございました。兵庫県でどのようになっているか気になるところであります。差押え行為は、滞納者の生活を脅かすことも十分考えられます。

滞納に至っている生活実態を把握し、滞納者の生活再建と必要な医療を受けられる制度設計をしていくことが求められております。当局の見解を求めます。

3つ目の質問は、短期保険証の交付実績と保険料納付の効果についてでございます。短期保険証の受け取りは役所の窓口に行かねばならず、受け取りに来ない人が出てくる中で、短期保険証の留置き問題が発生しました。政府は2009年に、短期保険証の長期留置きは望ましくないとして被保険者に届けるように通知しております。そこで短期保険証の交付枚数と被保険者に届けている交付実績についてお尋ねいたします。また、短期保険証は納付相談の機会を設けるためのものがございますが、短期保険証を郵送で送るのであれば、目的が達成されないのではないかと思います。保険料収納の効果についてお尋ねいたします。

4つ目の質問は、新型コロナウイルス対策と保険料減免の状況についてであります。コロナ禍において、国、県、市町において様々な対策がとられています。後期高齢者広域連合としての対策についてお尋ねいたします。また、コロナ禍において、県民の生活は大きな影響を受けており、被保険者に対して保険料の減免を行うことは必要な対応だと思われまます。保険料減免の状況についてお尋ねいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長(金村 守雄) 児玉事務局長。

○事務局長(児玉 成二) ただいまのご質問をいただき件につきまして、一括してお答え申し上げます。

1点目の、政府が検討している医療費窓口負担の見直しによる影響についてのご質問についてでございます。

後期高齢者の窓口負担の在り方につきましては、少子高齢化と同時にライフスタイルが多様となる中で誰もが安心できる社会保障制度にかかる検討を行う趣旨により、令和元年9月から設置開催されております全世代型社会保障検討会議におきまして、給付と負担の見直しに係る議論がされてございます。

令和元年12月の中間報告では検討の方向性が示され、本年6月25日に求められた第2次中間報告では、さらに検討を進め、本年末の最終報告においてまとめとされ、議論の継続が示されているところでございます。

広域連合といたしましては、高齢者の方々が必要な医療を受ける機会の確保という観点から、慎重な十分な議論を重ねていることなどにつきまして、この8月6日付で全国後期高齢者医療広域連合協議会より、厚生労働大臣に対しての要望を行ってございます。高齢者の生活や負担能力にきめ細かい配慮を行い、必要な医療を受ける機会が確保されるよう、引き続き国における議論を慎重に見守ってまいりたいと考えてございます。

次に保険料についてでございます。保険料については2年ごとに見直すこととされており、その保険料率は、医療費から窓口負担を引いた医療給付費の見込み額、後期高齢者負担率や保険料抑制財源などの状況により、変化してまいります。

今おっしゃいました窓口負担について見直しがされれば、その分医療給付費の増加が抑制され、結果的には保険料の上昇抑制につながることは想定されているところではございますけれども、現時点ではその窓口負担2割となる所得基準も検討事項でございますので、現段階では、具体的な影響がどのようになるのかにつきましては、分かりかねる状況でございます。

次に2点目の差押えについてのご質問につきましてお答えいたします。

差押え件数及び差押え金額につきましては、平成28年度の243件、約4,936万円、平成29年度は256件、約4,236万円、平成30年度は288件、約5,632万円となっております。

保険料の徴収は、市町の事務であり、滞納処分も市町権限で行っていただいておりますが、滞納処分につきましては、保険料負担の公平性の確保の観点から実施するものでございまして、当広域連合の保険料収納対策に係る実施計画では、きめ細かな収

納対策を行った上で、納付資力があるにも関わらず特別な事情もなく保険料を納めない滞納者に対しまして、事前調査を十分に行い適切に実施することとされております。

こうしたことから、市町におかれましては、差押えに当たっては夜間及び休日の納付相談や、電話の催告、臨戸訪問の際などの納付折衝・所得調査等の内容を十分踏まえた上で実施していると聞いてございます。

また、納付相談の中で経済的に困窮していることなどを把握した場合は、市町は必要に応じて自立相談支援機関を案内するなど生活困窮者自立支援制度担当部局等と連携しているものと考えてございます。

次に3点目、短期保険証についてのご質問にお答えします。

短期保険証の交付件数につきましては、令和2年6月1日現在で1,703件でございます。1年前の令和元年6月1日が1,794件でございますので、91件の減となっております。

短期保険証は、単に有効期間が短いだけで通常の被保険者証と同様の自己負担割合で医療機関に受診できるもので、特に被保険者の受診機会を制限するのではなく、被保険者間の負担の公平性及び保険料収納額確保の観点から有効期限を短くし、接触の機会をできるだけ多く確保するために交付しているもので、収納率向上の一定の効果があると考えてございます。

今後とも接触の機会を踏まえ、窓口でのきめ細かな納付相談等行うことにより、未納保険料の解消に努めてまいりたいと考えてございます。

次に4点目は新型コロナウイルス対策のご質問についてお答え申し上げます。

当広域連合の新型コロナウイルス感染対策にいたしまして2点ございます。

まず1点目は、傷病手当金でございます。

これは感染拡大防止のために被保険者が業務外で新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の感染の疑いがあり、その療養のため働くことができず、事業主から給与を受けられなかった場合に支給するものであり、条例改正を行い5月1日より施行

しているところでございます。これまでの支給状況は7月に3件の申請があり、合計で約37万5,000円を8月に支給する予定でございます。

次に2点目は、保険料の減免でございます。

これは新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方や、主たる生計維持者の収入が一定程度減少した世帯の方の保険料を減免するものであり、規則を制定し6月12日より施行しております。8月14日現在で288件、約3,461万円の減免を決定しています。

ご質問についての回答は以上でございます。

何とぞ、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（金村 守雄） 三木市、板東議員。

○16番（板東 聖悟） 失礼いたします。

まず、3つ目の質問の中で短期保険証の数が1,703件交付したという、報告件数があるというお話だったと思うんですが、これについてですけれども、多くはそうなんだろうけれども、実際に手元にこの件数が届いているのかどうかというところについて、ご答弁を頂きたいんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（金村 守雄） 事務局長。

○事務局長（児玉 成二） 後期高齢の短期保険証に留置きはございません。基本は窓口に取りに来ていただくということになっておりますが、来られなければ有効期限までに送付するということになっております。

○議長（金村 守雄） 板東議員。

○16番（板東 聖悟） ありがとうございます。

留置きがないということで理解をいたしました。

それでは、続きまして2つ目の質問でございます。差押えということをお話をさせていただいてはいますが、私と当局側の思い浮かべるイメージが違うのではないかと考えております。

私のイメージする差押えと言いますと、滞納者の生活が脅かされる、そのようなイメージをするわけですけれども、当局の方の中では支払い能力があるのに支払いをされていない、そのような方があってはならない、そういうところでのイメージをされるのではないかと思います。当局にとって生活を脅かすような差押えはしないと考えておられるでしょうし、私も支払い能力がある方から収納をしていただくべきだと思います。つまり、そこはイメージが違ってその点は認識はしてるとは思いますけれど。あとは、この双方がこの差押えが生活を脅かす差押えと評価するのかしないのか、あるいは支払い能力があるかと考えるのか、能力がないかと考えるのかという、その基準が一致していないのではないかと思います。この間収納率が上がっていると思います。

つまり、滞納者は減少している、それなのに差押えが増えているということは、悪質な滞納者が増えているのではないかと、あるいは支払い能力があると判断する基準が厳しくなっているということが考えられるのではないかと思います。市町の担当職員が収納率の向上を求められている、そのような状況の中で無意識に雑巾を絞ってしまっているのではないかと、基準が動いているのではないかとと思うわけです。

本来であれば、消費税、介護保険料の引上げ、あらゆる場面で被保険者の負担が増えている中で、基準を逆に緩和しないと結果的には生活を脅かすことになっていないかと思うわけです。

滞納者が減少しているのは支払い能力がある人が増えて、その上で差押さえ件数が増えているのは悪質な被保険者も増えている、差押えの基準も変わっておらず、どちらかと言えば緩和していくのだと、そのような答弁が頂ければ私は何も言えなくなるのですけれども。実態として、どのようになっているのかということについて、お尋ねしたいと思います。

○議長（金村 守雄） 児玉事務局長。

○事務局長（児玉 成二） 今の質問に対し、悪質かどうかということ、細かく把握しているわけですが、あくまでも収納対策に係る実施計画では、納付

資力があるかどうかと、特別な事情があるかどうかという十分な調査をした上で、それから、最終的には差押えといった手順を踏んで行うとなっているところでございます。

結果的に収納率が上がっているということにつきましては、もちろん市町の窓口でのきめ細かな納付相談、例えば分納などですけれど、いろんな在り方があります。そういったことの積み上げではないかと私自身は考えています。例えば、広域連合としまして窓口業務をやっておりませんが、広域連合といたしましては、納付の啓発であったりとか、あるいは一部の市町でありましたら債権管理をまとめて行っている部署がありますけれども、そういった部署がないところにつきましては、悪質かどうかとは別ですけれども、債権管理が適切に実施されるように収納対策の研修会の実施を行ったり、あるいは市町への訪問調査の際に、できるだけ収納率が上がるよう成功事例等を、助言なりすることの積み重ねによって、結果的に収納率が上がっているのではないかと考えてございます。

差押さえまでいくというのは繰り返しになりますけれども、納付資力があるかということに対する認識は変わらないと思っておりますし、増えてきているのは、被保険者数が増えて来ておりますので、率まで押さええておりませんが、そういった要素もあるのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（金村 守雄） 板東議員。自席で、起立でお願いします。

○16番（板東 聖悟） 失礼いたしました。被保険者が増えているということは当然あるとは思いますが。ただ、先程も申し上げましたけれども、収納率が上がっているところも、実際の話ではありまして、その中で、差押えも増えているというところが同じ基準ですべて行っているのかなというところが気になるころではございます。

私は、今回この質問をするに当たって気にいたしましたのが、政府は収納率を向上させるそれを求める中で、本来生活を脅かす水準の被保険者にバイアスをかけるとい

うことによって、収納に応じさせてしまっている、そして、一定の後ろめたさも感じながら、そこに先程も何度も議論になっております公平性の議論から重なり、あの人が収納に応じているのだから、この人はもっと収納する能力があるだろうという判断をする中で、厳しくなっているのではないかというようにも思うわけであります。負のスパイラルに陥らないことを求めて、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（金村 守雄） 質問は終わりました。

次に、日程第12、同意第3号「兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

谷口広域連合長。

（谷口広域連合長 登壇）

○広域連合長（谷口 芳紀） ただいま上程されました、同意第3号「兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件」について、ご説明申し上げます。

提出議案の18ページをお開きください。

本件は、副広域連合長として、新たに守本憲弘南あわじ市長を選任いたしたく、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定に基づき、議会の同意を求めらるものでございます。

何とぞ、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○議長（金村 守雄） 提案理由の説明が終わりました。

本件について発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

本件について同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（金村 守雄） ご異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

この際、本日付をもって副広域連合長を退任されます、谷口進一丹波市長より発言を求められておりますので、これを許可します。

谷口丹波市長。

(丹波市長 登壇)

○丹波市長（谷口 進一） ただいま、発言の許可を得ましたので一言、副広域連合長退任のご挨拶をさせていただきます。丹波市長の谷口でございます。

私は、昨年8月26日にご選任をいただきまして、副広域連合長に就任させていただきました。短い間ではありましたが、全世代型社会保障の改革、あるいは当広域連合の存在の意義、その大きさ、そういったことを改めて実感することができました。大変私にとっても良い勉強をさせていただく機会になったと心から感謝を申し上げます。また、この間議員各位におかれましては、ご理解・ご協力を得ましたこと、心から感謝を申し上げまして、退任のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(拍手)

(丹波市長 退場)

○議長（金村 守雄） 以上で、本定例会に上程されました案件は、全て終了いたしました。

議員各位におかれましては、終始、ご審議賜り、また、議事進行にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。広域連合長よりご挨拶があります。

谷口広域連合長。

(谷口広域連合長 登壇)

○広域連合長(谷口 芳紀) 令和2年第2回広域連合議会定例会の閉会に当たり、一言御礼かたがた、ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、本日の定例会に提出してございました令和元年度広域連合一般会計・特別会計決算認定をはじめ、補正予算案、副広域連合長の選任といった重要な案件に

つきまして、慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおり可決、ご決定を賜りました。心から厚く御礼を申し上げます。

今後も国の動向に注視するとともに、全国の広域連合や県内関係41市町とも連携協力し、後期高齢者医療制度の安定的な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○議長（金村 守雄） ご挨拶は終わりました。

これをもちまして、令和2年第2回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

（午後2時50分閉会）

地方自治法第123条第2項により署名する。

議 長 金村 守雄

副 議 長 笹倉 康司

署名議員 深澤 巧

署名議員 庵途 典章